

その他
～地方交付税措置について～

- 平成20年度から、都道府県の犯罪被害者等施策の総合的な推進に要する経費として、普通交付税が措置されている。

包括算定経費
企画費(共生社会推進費)の一部

総務省へ要望した内容

犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画の策定等により、新たに施策担当窓口部局が担うこととなった事務について、以下のものを普通交付税算定基準に盛り込むこと

- 1 地域における施策の総合的な推進に関する企画立案・調整(基本法3条3項、5条、7条、23条)
 - ・ 地方公共団体の施策に係る総合調整を目的とする庁内連絡会議等の開催など
- 2 犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供等(基本法11条)
 - ・ 犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する「総合的な対応窓口」の設置、運営など
- 3 広報啓発(基本法20条)
 - ・ 地方公共団体の施策の全体像や地域社会全体で犯罪被害者等を支える必要性に対する理解を深めるための講演会・シンポジウムの開催
 - ・ 地方公共団体の施策の全体像や地域社会全体で犯罪被害者等を支える必要性に対する理解を深めるためのポスター・リーフレット類の作成・配布など
- 4 調査研究・人材育成(基本法21条)
 - ・ 地域の実態把握のための調査
 - ・ 犯罪被害者等支援に携わる都道府県・市町村の職員向け研修など

その他 ～平成22年度に内閣府実施予定の主な事業～

○ 犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた検討等の実施

- ・平成22年度末までの新たな犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討を実施する。

○ 地方公共団体職員向け研修事業

全国を8箇所において、都道府県及び市町村の犯罪被害者等施策担当職員向けの研修を実施する。（開催地：栃木県、石川県、宮崎県、奈良県、佐賀県、滋賀県、熊本県、和歌山県）

※今年度はブロック別ではなく、全国から参加者を募集。

○ 地域における犯罪被害者等支援の普及促進（モデル事業）

北海道、千葉県、神奈川県、大阪府、鳥取県、大阪市において、それぞれの地方公共団体の企画に基づくモデル事業を実施する。

○ 被害者支援人材育成促進事業（研修DVD教材作成）

昨年度に引き続き、民間被害者支援団体における研修DVD教材を作成する。昨年度に作成しなかった初級編の残りのカリキュラムの作成を予定している。

○ 広報啓発事業

- ・「犯罪被害者週間」の時期を中心に、「国民のつどい」中央大会のほか、千葉県、福井県、兵庫県、和歌山県において同地方大会を開催する。



平成21年度 犯罪被害者週間ポスター

犯罪被害者等施策担当窓口・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況(速報値)

平成22年4月1日現在

		市区町村数	①施策担当窓口部局の確定状況		②相談・問い合わせに対応する窓口の設置状況		
			確定市区町村数	(%)	都道府県設置状況	設置済み市区町村数	(%)
1	北海道	180	160	88.9%	○	89	49.4%
2	青森	40	39	97.5%	○	6	15.0%
3	岩手	34	34	100.0%	○	17	50.0%
4	宮城	35	25	71.4%	—	9	25.7%
5	秋田	25	25	100.0%	○	25	100.0%
6	山形	35	24	68.6%	○	15	42.9%
7	福島	59	53	89.8%	○	45	76.3%
8	茨城	44	35	79.5%	○	10	22.7%
9	栃木	27	27	100.0%	○	27	100.0%
10	群馬	35	34	97.1%	○	34	97.1%
11	埼玉	64	38	59.4%	○	23	35.9%
12	千葉	54	31	57.4%	○	9	16.7%
13	東京	62	43	69.4%	○	40	64.5%
14	神奈川	33	26	78.8%	○	16	48.5%
15	新潟	30	21	70.0%	○	9	30.0%
16	富山	15	13	86.7%	○	15	100.0%
17	石川	19	19	100.0%	○	19	100.0%
18	福井	17	17	100.0%	○	14	82.4%
19	山梨	27	22	81.5%	○	5	18.5%
20	長野	77	77	100.0%	○	49	63.6%
21	岐阜	42	42	100.0%	○	14	33.3%
22	静岡	35	29	82.9%	○	18	51.4%
23	愛知	57	57	100.0%	○	35	61.4%
24	三重	29	29	100.0%	—	5	17.2%
25	滋賀	19	19	100.0%	○	4	21.1%
26	京都	26	26	100.0%	○	19	73.1%
27	大阪	43	36	83.7%	○	21	48.8%
28	兵庫	41	41	100.0%	○	40	97.6%
29	奈良	39	39	100.0%	○	22	56.4%
30	和歌山	30	30	100.0%	○	30	100.0%
31	鳥取	19	19	100.0%	○	4	21.1%
32	島根	21	21	100.0%	○	21	100.0%
33	岡山	27	27	100.0%	○	21	77.8%
34	広島	23	11	47.8%	○	7	30.4%
35	山口	19	7	36.8%	○	2	10.5%
36	徳島	24	13	54.2%	—	1	4.2%
37	香川	17	17	100.0%	○	1	5.9%
38	愛媛	20	16	80.0%	○	6	30.0%
39	高知	34	31	91.2%	○	12	35.3%
40	福岡	60	60	100.0%	○	15	25.0%
41	佐賀	20	19	95.0%	○	5	25.0%
42	長崎	21	21	100.0%	○	15	71.4%
43	熊本	45	45	100.0%	○	45	100.0%
44	大分	18	13	72.2%	○	8	44.4%
45	宮崎	26	25	96.2%	○	14	53.8%
46	鹿児島	43	43	100.0%	○	2	4.7%
47	沖縄	41	41	100.0%	○	22	53.7%
全国平均				87.95%	93.6%		50.5%
合 計		1751	1540		44	885	

※ 市区町村数には、政令指定都市も含む。

都道府県条例の制定状況

平成22年4月1日現在

	条例の有無	条例名	備考
北海道	×		
青森県	×		
岩手県	○	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	15条
宮城県	◎	宮城県犯罪被害者支援条例	
秋田県	×		
山形県	◎	山形県犯罪被害者支援条例	
福島県	○	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	21条
茨城県	○	茨城県安全なまちづくり条例	15条
栃木県	○	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	21, 22条
群馬県	×		
埼玉県	○	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	17条
千葉県	○	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	27条
東京都	×		
神奈川県	◎	神奈川県犯罪被害者等支援条例	
新潟県	○	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	26条
富山県	×		
石川県	×		
福井県	×		
山梨県	○	山梨県安全・安心なまちづくり条例	19条
長野県	×		
岐阜県	○	岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	23条
静岡県	×		
愛知県	○	愛知県安全なまちづくり条例	33～35条
三重県	×		
滋賀県	×		
京都府	○	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	15～17条
大阪府	×		
兵庫県	○	地域安全まちづくり条例	15条
奈良県	×		
和歌山県	○	和歌山県安全・安心まちづくり条例	28条
鳥取県	○	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	23条
島根県	○	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	25条
岡山県	×		
広島県	×		
山口県	×		
徳島県	×		
香川県	○	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	13条
愛媛県	×		
高知県	×		
福岡県	×		
佐賀県	×		
長崎県	×		
熊本県	×		
大分県	×		
宮崎県	×		
鹿児島県	×		
沖縄県	○	ちゅらうちな一安全なまちづくり条例	25～28条

◎は犯罪被害者支援に特化した条例(3県)

○は犯罪被害者支援の項目が盛り込まれた条例(17府県)